

【厚生労働事務官の募集】

～ 国民生活に密着した労働行政を志望される方へ～

都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)・労働基準監督署

厚生労働省では、一般職の国家公務員試験に合格した方を対象とした、厚生労働事務官の採用を毎年実施しております。

●厚生労働事務官とは・・・

仕事を探すためにハローワークに来所された方や、就職活動で悩んでいる学生の方など、目の前の一人ひとりの方と向き合って、求職活動の支援や失業給付金の支給などを行う労働行政のスペシャリストです。

厚生労働事務官の詳細など詳しいことは、こちら[「都道府県労働局」案内](#)、[「公共職業安定所\(ハローワーク\)の主な取組と実績」](#)をご覧ください。

●都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)・労働基準監督署とは・・・

都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)・労働基準監督署は厚生労働省の地方支分局(※地方出先機関のこと)です。

●採用後の配属先は・・・

厚生労働省北関東ブロック労働局で採用された方は、原則として、北関東ブロック内(埼玉、群馬、茨城、栃木、長野)の①労働局総務部、職業安定部、雇用均等室 ②公共職業安定所(ハローワーク)③労働基準監督署(庶務・適用徴収関係部署) に配属されます。

また、北関東ブロックで採用された方でも、厚生労働省本省勤務を希望する場合には、本省で勤務する道も開かれています。

●キャリアパス(人事異動)について・・・

原則として、定期的(概ね2年)な人事異動により、労働局・ハローワーク・労働基準監督署において、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務、労働保険徴収業務、雇用均等業務等の様々な業務を経験し、労働行政全般に係る知識を身につけていただきます。

また、入省後概ね3年目、5年目等の時期に、局を超えた優れたノウハウを共有し、見識を一層高めることなどを目的として、採用されたブロック内の他の労働局及び東京労働局等への異動を行うこととしており、7年目以降は、定着を希望する都道府県(原則は採用時の県)の労働局等で勤務します。

これらの経験を通じて、労働行政のスペシャリストとして、労働局やハローワークの窓口等で活躍いただくことを期待しています。